

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

一、退職者数 二箇六件

2 勤続者数 支給日給 定款日給 端数日給

3 一、五分未満 十五日分

4 一、五分以上二日分 三十一日分 三十日分 一人

5 一、五分以上三日分 三十一日分 四十二日分 十一日

6 一、五分以上四日分 四十三日分 五十三日分 十一日

7 一、五分以上五日分 五十七日分 七十五日分 十八日

8 一、五分以上六日分 七十七日分 九十二日分 二十日

9 一、五分以上七日分 九十七日分 百十七日分 二十日

10 一、五分以上八日分 百十八日分 百二十七日分 二十日